

1993年7月5日

日本酒造組合中央会御中  
日本蒸留酒酒造組合御中  
ビール酒造組合御中  
日本洋酒酒造組合御中  
全国卸売酒販組合中央会御中  
ビール卸売酒販組合中央会御中  
全国小売酒販組合中央会御中  
日本ワイナリー協会御中  
日本洋酒輸入協会御中

アルコール問題全国市民協会（A S K）  
東京都千代田区神田神保町1-17  
☎03-3293-6279 FAX03-3293-7066  
代表 今成知美

## 申し入れならびに公開質問状

6月30日付読売新聞によると、公衆衛生審議会アルコール関連問題専門委員会開催の前日（6月23日）、業界9団体が、事実上の提言とりやめを求める「緊急要望」を厚生大臣に対して提出していたとあります。同紙によると、その要望書は、同委員会が打ち出す予定だった自動販売機撤廃や広告見直しなどの対策を、「我々が細心の配慮をしている事実を見過し、アルコール飲料が害毒のような印象を与えかねない」と批判し、厚生大臣に「適切な対応」を求めているとのことです。

言うまでもなく、公衆衛生審議会は、厚生大臣の諸間に応じて国民の公衆衛生向上の観点から、自由に意見を答申することなどをその役割とするものです。したがって、公衆衛生審議会アルコール関連問題専門委員会が提言を行なうに際し、業界団体が厚生大臣に対してこのような要望を行なうことは、本来自由に行われるべき審議会に厚生大臣が干渉するよう求めるものであって、きわめて不当であると断ぜざるをえません。これは、国民の健康よりも業界の繁栄を優先させようとする姿勢のあらわれであり、まことに遺憾です。

については、貴団体がこのような要望を行ない、厚生省および公衆衛生審議会に対し不当な圧力を加えたことについて、厳重に抗議するとともに、ただちに撤回するよう申し入れます。またこの件について、下記質問にご回答くださいよう求めます。

### 記

1. 6月23日、貴団体が連合で厚生大臣に提出した要望書の内容はいかなるものか、その写しをいただければ幸いです。
2. 貴団体は、厚生大臣に対し、公衆衛生審議会にどのような措置・対応を行なうよう期待しているのですか。具体的にお聞かせください。
3. 公衆衛生審議会アルコール関連問題専門委員会が発表する予定だった提言内容を、どういうルートで事前に入手なさったのですか。また、上記の要望を行なうについて、国税庁に対し、事前の相談や打合せ、報告などを行ないましたか。また、国税庁より、なんらかの指導・助言がありましたか。あったとしたら、どのような内容のものですか。
4. このような行為は、審議会活動に対する不当な干渉であり、国民の健康よりも業界の利益を優先させる姿勢があらわれたものと思われますが、これについてはどのようにお考えですか。

以上